

第十一章 その他

第七節 基準設定仕様

1. 適用範囲

本付録は、基準設定仕様に基づいて一次エネルギー消費量を算定する場合について、各設備の算定に係る設定を規定する。

2. 引用規格

なし

3. 用語の定義

本節で用いる主な用語および定義は、第一章「概要と用語の定義」による。

4. 記号及び単位

4.1 記号

なし

4.2 添え字

なし

5. 暖房設備

5.1 暖房方式

暖房方式は、当該住戸に設置する暖房設備に応じて第四章「暖冷房設備」第一節「全般」の付録 A により定まる。

5.2 暖房設備の種類

暖房設備の種類は、当該住戸の地域の区分および暖房方式に応じて表 1 により定まる。

表 1 暖房設備の種類

地域の 区分	暖房方式				
	住戸全体を 連続的に暖房 する方式	居室のみを暖房する方式			
		主たる居室		主たる居室以外の居室	
		連続運転	間歇運転	連続運転	間歇運転
1～4	ダクト式セントラル 空調機	パネルラジエーター	FF 暖房機	パネルラジエーター	FF 暖房機
5～7		パネルラジエーター	ルームエアコンディ ションナー	パネルラジエーター	ルームエアコンディ ションナー
8					

5.3 ダクト式セントラル空調機

①熱源機

定格暖房能力および定格暖房消費電力は、床面積の合計に応じて第四章「暖冷房設備」第二節「ダクト式セントラル空調機」の付録 B に定義される方法により定まる。中間暖房能力および中間暖房消費電力、定格暖房能力運転時の風量および送風機の消費電力、中間暖房能力運転時の風量および送風機の消費電力、暖房時の送風機の設計風量は、上記の方法により定まる定格冷房能力に応じて第四章「暖冷房設備」第二節「ダクト式セントラル空調機」の付録 B に定義される方法により定まる。VAV の機構は有さないものとする。全般換気の機能は、有するものとする。

②ダクト

ダクトの全部または一部が断熱区画外にあるとする。

5.4 ルームエアコンディショナー

定格エネルギー消費効率の区分は、第四章「暖冷房設備」第三節「ルームエアコンディショナー」に規定する「区分(ろ)」とする。小能力時高効率型コンプレッサーは、搭載しないとする。

5.5 FF 暖房機

FF 暖房機の定格燃焼効率は、86%とする。

5.6 パネルラジエーター

①温水暖房用熱源機

温水暖房用熱源機の種類および効率は、当該住戸の地域の区分に応じて、表 2 により定まる。

表 2 温水暖房用熱源機の種類および効率

地域の区分	温水暖房用熱源機の種類	効率
1	石油従来型温水暖房機	0.830
2	石油従来型温水暖房機	0.830
3	石油従来型温水暖房機	0.830
4	石油従来型温水暖房機	0.830
5	ガス従来型温水暖房機	0.825
6	ガス従来型温水暖房機	0.825
7	ガス従来型温水暖房機	0.825
8	-	-

②配管

すべての配管に断熱被覆があり、かつ、全てもしくは一部が断熱区画外に設置されるとする。

5.7 未処理暖房負荷を未処理暖房負荷の基準一次エネルギー消費量相当値に換算するための係数

未処理暖房負荷を未処理暖房負荷の基準一次エネルギー消費量相当値に換算するための係数は、第四章「暖冷房設備」第一節「全般」に示す未処理暖房負荷を未処理暖房負荷の設計一次エネルギー消費量相当値に換算するための係数と同じとし、当該住戸の暖房方式に応じて定まる。

6. 冷房設備

6.1 冷房方式

冷房方式は、当該住戸に設置される冷房設備に応じて第四章「暖冷房設備」第一節「全般」の付録 B により定まる。

6.2 冷房設備の種類

冷房設備の種類は、当該住戸の冷房方式に応じて表 3 により定まる。

表 3 冷房設備の種類

地域の区分	冷房方式				
	住戸全体を連続的に冷房する方式	居室のみを冷房する方式			
		主たる居室		主たる居室以外の居室	
		連続運転	間歇運転	連続運転	間歇運転
1～8	ダクト式セントラル空調機		ルームエアコンディショナー		ルームエアコンディショナー

6.3 ダクト式セントラル空調機

①熱源機

定格冷房能力および定格冷房消費電力は、床面積の合計に応じて第四章「暖冷房設備」第二節「ダクト式セントラル空調機」の付録 B に定義される方法により定まる。中間冷房能力および中間冷房消費電力、定格冷房能力運転時の風量および送風機の消費電力、中間冷房能力運転時の風量および送風機の消費電力、暖房時の送風機の設計風量は、上記の方法により定まる定格冷房能力に応じて第四章「暖冷房設備」第二節

「ダクト式セントラル空調機」の付録 B に定義される方法により定まる。VAV の機構は有さないものとする。全般換気の機能は、有するものとする。

②ダクト

ダクトの全部または一部が断熱区画外にあるとする。

6.4 ルームエアコンディショナー

定格エネルギー消費効率の区分は、第四章「暖冷房設備」第三節「ルームエアコンディショナー」に規定する「区分(ろ)」とする。小能力時高効率型コンプレッサーは、搭載しないとする。

7. 機械換気設備

全般換気設備の比消費電は、第五章「換気設備」の付録 A に基づき、「壁付け式第三種換気設備」に対応する $0.3 \text{ W}/(\text{m}^3/\text{h})$ とする。

換気回数は、0.5 回/h とする。

8. 照明設備

平均総合効率には、照明区画が主たる居室またはその他の居室である場合は、第六章「照明設備」の「6.3 平均総合効率」に規定する「(は)」欄の値を、当該照明区画が非居室である場合は、「(ろ)」欄の値を適用する。

調光が可能な制御の導入、人感センサーの導入および多灯分散照明方式は、いずれも導入されていないものとし、調光による補正係数、人感センサーによる補正係数および多灯分散照明方式による補正係数には、それぞれ、第六章「照明設備」の「6.5 調光による補正係数」「6.6 人感センサーによる補正係数」および「6.7 多灯分散照明方式による補正係数」の「(ろ)」欄の値を適用する。

9. 給湯設備

①給湯設備の有無、ならびに浴室等、台所及び洗面所の有無

給湯設備の有無、ならびに浴室等、台所及び洗面所の有無は、それぞれ当該住戸と同じとする。

②給湯機

給湯機の種類および効率ならびにふろ機能の種類は、当該住戸の地域の区分に応じて、表 4 により定まる。

表 4 給湯機の種類および効率ならびにふろ機能の種類

地域の区分	給湯機の種類	効率	ふろ機能の種類
1	石油給湯機	0.813	ふろ給湯機(追焚あり)
2	石油給湯機	0.813	ふろ給湯機(追焚あり)
3	石油給湯機	0.813	ふろ給湯機(追焚あり)
4	石油給湯機	0.813	ふろ給湯機(追焚あり)
5	ガス給湯機	0.782	ふろ給湯機(追焚あり)
6	ガス給湯機	0.782	ふろ給湯機(追焚あり)
7	ガス給湯機	0.782	ふろ給湯機(追焚あり)
8	ガス給湯機	0.782	ふろ給湯機(追焚あり)

③配管

配管は、ヘッダーにより台所水栓・シャワー水栓・洗面水栓に分岐されていないとする。

④水栓

台所水栓、浴室シャワー水栓および洗面水栓の種類は、2バルブ水栓とする。

⑤浴槽

高断熱浴槽は、使用しないとする。

10. コージェネレーション設備

コージェネレーション設備は、設置しないとする。

11. 太陽熱発電設備

太陽熱発電設備は、設置しないとする。

12. 液体集熱式太陽熱利用設備

液体集熱式太陽熱利用設備は、設置しないとする。

13. 空気集熱式太陽熱利用設備

空気集熱式太陽熱利用設備は、設置しないとする。

14. 床面積の合計・主たる居室の床面積・その他の居室の床面積・外皮の部位の面積の合計

床面積の合計、主たる居室の床面積およびその他の居室の床面積ならびに外皮の部位の面積の合計は、建物の種類に応じてそれぞれ表5により定まる。

表5 床面積の合計・主たる居室の床面積・その他の居室の床面積・外皮の部位の面積の合計

建築物の種類	床面積の合計 [m ²]	主たる居室の床面積 [m ²]	その他の居室の床面積 [m ²]	外皮の部位の面積の合計 [m ²]
一戸建ての住宅	120.08	29.81	51.34	307.51
共同住宅及び 複合建築物の住宅部分	70.00	24.22	29.75	238.22